

中小企業信用保険法第2条第5項第8号に基づく認定について

この認定は、金融機関が株式会社整理回収機構に貸付債権の譲渡をしたことにより、借入の減少等が生じているため、経営の安定に支障をきたしている市内中小企業者のうち、その事業の再生が可能と認めた場合に、大阪市長が認定を行うものです。

〔認定要件〕

次の①～⑤のすべての要件を満たすこと

- ①大阪市内に主たる事業所（注1）を有すること
- ②株式会社整理回収機構に金融機関から貸付債権が譲渡されていることを確認できる書類を有していること
- ③金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること
- ④事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた具体策、債務の返済計画等を規定した事業計画を作成し、その実行に努めていること
- ⑤株式会社整理回収機構に対する債務の返済条件の変更を受けていること

（注1）…法人の場合は、原則として履歴事項全部証明書上の本社所在地の市町村で認定を受けることになります。

〔認定申請時の提出書類〕

提出書類	備考
認定申請書	大阪産業創造館2階 大阪市ホームページからダウンロードすることもできます。 http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000002784.html
貸付債権が譲渡されたことを確認できる書類(写)	債権譲渡通知書等
金融機関からの総借入金残高を確認できる書類(写)	残高証明書・決算書・契約証書・借入償還表等 (直近のものと前年同期のもの)
事業計画書	事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた取組、債務の返済計画等を規定した経営計画書
株式会社整理回収機構に対する債務の返済条件の変更が確認できる書類(写)	借入に係る約定書等(譲渡時のものと変更後のもの)
大阪市内に主たる事業所を有することが確認できる書類	※申請時に他の提出書類(決算書、確定申告書、金融機関や公的機関からの通知等)で確認できる場合は不要

〔ご注意〕

- ・認定の取得は、一切の融資・保証を約束するものではありません。
- ・認定書の有効期間は、認定日から起算して30日です。本認定の有効期間内に融資申込を行うことが必要です。
- ・認定後に認定内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効になる場合があります。

〔お問い合わせ先〕

大阪市経済戦略局 産業振興部 企業支援課 (電話：06-6264-9844)

〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館2階